

自 令和2年11月27日

至 令和2年11月27日

第5回 和木町議会臨時会

令和2年第5回（11月）臨時会
令和2年第5回和木町議会臨時会
（令和2年11月27日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第48号

和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正
する条例について

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	灰 岡 裕 美	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	中 村 充 子	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	田 中 雅 彦	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	坂 本 啓 三	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	森 本 康 正	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	渡 邊 良 平	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

開 会 10時00分

議 長 おはようございます。
中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。
携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。

議 長 ただいまから、令和2年第5回和木町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番議員 嘉屋富公君、5番議員 上田丈二君を指名いたします。

議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。
おはかりします。
本臨時会の会期は、11月27日、本日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、本臨時会の会期は、11月27日、1日とすることに決定をいたしました。

議 長

日程第3 議案第48号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

これを議題とします。

執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

田 中 企 画
総 務 課 長

議案第48号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、令和2年の山口県人事委員会勧告等に準じて提案させていただくものでございます。

本条例案は8つの条と附則で構成されており、第1条および第2条で和木町一般職の職員の給与に関する条例、第3条、第4条で和木町議会議員の議員報酬等に関する条例、第5条、第6条で町長等の給与に関する条例、第7条および第8条において教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、それぞれの一部改正を定めております。

第1条、第3条、第5条および第7条の改正は、人事委員会勧告等に準じ、一般職職員および議会議員の皆さま、町長、副町長、教育長の本年12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引き下げるためのものでございます。

第2条、第4条、第6条および第8条の改正は、一般職職員および議会議員の皆さま、町長、副町長、教育長の令和3年度以降の期末手当については、6月期と12月期の支給月数が均等となるように、本年度当初から、それぞれ0.025月分引き下げるものでございます。

また、附則でこの条例は、公布の日から施行すること、ただし、第2条、第4条、第6条および第8条の規定は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

- 議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二君。
- 上田議員 今回、一般職の職員の給与を引き下げることについて
ですけど、これについて、組合の方たちとはお話はされたので
しょうか。
- 議長 田中企画総務課長。
- 田中企画
総務課長 和木町職員労働組合の皆さまと11月中旬から協議を行い、
交渉も行いまして妥結という結果に至っております。
- 議長 上田丈二君。
- 上田議員 国家公務員の人事院勧告、地方公務員の人事委員会勧告に従
って給与を下げるということなんでしょうけども、情勢適応の
原則、また、他の自治体に合わせるという考えで、民間企業の
給料と合わせる事によって均衡を保とうという考えなんでは
しょうか。
- 議長 田中企画総務課長。
- 田中企画
総務課長 和木町職員も地方公務員法の適用によって給与の支給とい
うものを行っております。地方公務員法で「職員の給与は国お
よび他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給
与その他の事情を考慮して定めなければならない。」という均
衡の原則が定められておりますので、和木町職員もそのような
均衡の原則を確保するために、人事委員会勧告等に準じてこの
条例案を提案させていただいているところでございます。
- 議長 上田丈二君。

上田議員

均衡の原則ということですけども、今回の民間の方たちの給料が下がったのはコロナの感染による緊急事態の自粛によって経済活動が停滞した事によって、民間の方たちの給料が減ったということになると思うんですけど、その減って困ってる民間の方たちの給料に合わせるっていうことは、地方公務員の給料を引き下げることがその問題解決に繋がるのかどうかというのもあると思うんですけど、地方公務員の方たちは、このコロナ感染に対して直接向き合って苦勞されてきた方だと思います。

そして、この一般職を下げるっていう条例に関しては、地方公務員すべての給料に関わってくると思うんですよ。その中には医療従事者や保健センターの方、それから、この新型コロナ感染に向き合って苦勞された方も含まれると思うんです。

学校の先生たちもそうですし、一番苦勞されて頑張っただけからの地域に対して生活安全も守っていかねばならない方たちの給料を引き下げることについて、これからそういう方たちの生活面を守っていくため、職責を全うすることを考えれば人事院勧告に従うのではなくて、地方行政は地方行政なりの地方公務員の給料の見方っていうのを、やっぱり考えていくべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議長

田中企画総務課長。

田中企画
総務課長

先程申しました地方公務員法の中に「職員の生計費も考慮しなければならない。」となっております。職員の生活を守る必要もあるというふうに定められている訳でありまして、今回、期末手当が0.05月分引き下げという勧告になっておりますが、大変苦しい勧告だとは思いますが、職員の生活が直ちに困窮するというものではないのかと思っております。また、民間の方もコロナ禍において大変な思いをされていると思いますし、職員も大変な思いをしている職員も多々おりますが、職員につきましては、時間外労働、超過勤務手当等、そういった手

当もしておりますし、必要な場合は国からの激励金のようなものを受けたといったことも話は聞いておりますので、必要な手当は為されているのではないかとこのように考えております。

議長 上田丈二君。

上田議員 そうは言っても、基本の面において給与の引き下げになる訳ですから、生活面が苦しくなる事には変わりはないと思うんですけど。そういった面において、やはり、地方公務員の方たちが職責と町民の生活安全をきちっと守っていただくような形、職務と職責に応じた給料の確保というのは、やっぱり公務員法に準じて守っていかなければならないのではないかと思いますけど。

議長 質問ですか。
質問でいいんですか。

上田議員 はい。それはどうお考えでしょうか。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 議員が最後に仰いました職務職責のことにつきましては、職務給の原則という、その職員の職務と責任に応ずるものでなければならないという、こちらが和木町におきましても、給料表を定めて、それぞれ責任に応じた給料が支給されております。

職員の生活を守らなければならない、これは当然のことと考えておきまして、今回の引き下げ、非常に厳しい引き下げですけど、これによって直ちに職員の生活が脅かされるというものではないと思いますし、町としては、もちろん、職員、大事な人材でございますので、それを守っていかなければならないということは常日頃から考えているところでございます。

議長 他に質疑はありませんか。
嘉屋富公君。

嘉屋議員 先程の説明では、令和3年度以降ということをおっしゃいましたが、この条例が決まりましたら、これはいつぐらいまで続くと考えておられますか。また、これを改正する予定もある訳ですか。そのへんを説明をお願いします。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 今回、条例案を提案させていただきまして、今年度分、それから令和3年以降の期末手当の規定を提案させていただいておりますが、これは、来年になるかどうか、まだちょっとはつきりしていませんけど、給与条例の改正が、いずれかの時点では、また提案させていただくようにはなると思います。今回のこの給与条例については、本年の4月1日時点の調査に基づいたものでございます。また、来年の4月1日時点で人事院等が調査を行うと思います。それによって、また勧告が出されて、それに準じて、また給与条例の改正を提案させていただくものになるのではないかと思います。先程言いましたように、本年の4月1日時点の調査でございますので、その時点では、さほど民間の給料が下がっていなかったのではないかと思います。それ以降、厳しい状況にあると思いますので、今恐れておりますのは、次の4月1日時点の調査は、本年よりも、より厳しいものになる可能性が高いのではないかとこのふうに見込んでおるところでございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 今、世間では、コロナの感染症の第3波が来ております。その中、今後、景気も回復していくとは、来年度ですよ、これは到底考え難いものであって、先程、田中課長が言われたように、

「以降」っていうことは2年も3年も続くのかなというふうに考えられますが、そのへんはいかがでしょうか。

議 長 田中企画総務課長。

田中企画
総務課長 いつまで続くかというのは申せませんが、人事院勧告、例年、毎年出されますので、おそらく来年も給与条例の改正は提案させていただく可能性が高いのではないかと考えておりますが、これは確約できるものではないかと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第48号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数。

議 長 したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

議

長

おはかりします。

これで、令和2年第5回和木町議会臨時会を閉会したいと思います
ますが、ご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長

異議なしと認めます。

これをもちまして、令和2年第5回和木町議会臨時会を閉会
いたします。

閉 会 10時 13分